

## 木更津市空家リフォーム助成制度（案）の概要

## 1. 目的

空家をリフォームし、住居又は特定目的に活用する事業に対し、助成することにより、本市の空家の活用の促進を図るとともに、地域コミュニティの維持形成を図ることを目的とする。

## 2. 助成対象者

空家バンクに登録している者、かつ、市税を滞納していない者で、次に掲げる要件に該当する者

## (1) 空家を住居として活用する場合

- 空家の所有者で、第三者に賃貸しようとする個人
- 空家を購入し、又は相続により取得し、自ら居住しようとする個人
- 空家を賃借し、自ら居住しようとする個人

## (2) 空家を特定目的として活用する場合

- 空家を購入し、又は相続により取得し、特定目的で活用しようとする個人又は法人
- 空家を賃借して、特定目的で活用しようとする個人又は法人

## ※特定目的

地域コミュニティの維持形成に資する、高齢者や子育て世代が集う場所として活用するもの。

## 3. 助成対象の空家

- 空家バンクに登録された空家

## 4. 助成対象工事

- (1) 増築、改築及び修繕。ただし、工事を伴わない設備機器及び備品の購入費は除く。
- (2) 木造住宅耐震改修工事等を合わせて実施する場合は、当該工事に係る部分を除く。

## 5. 助成額

○対象工事費の1/2。ただし、上限は50万円

## 6. 加算額

以下の要件に該当する場合は、助成額の上限に当該額を加算する

- (1) 市外から転入する場合は、10万円を加算
- (2) 中学校終了前の児童を含む世帯の場合は、一人10万円を加算。ただし、3人、30万円を上限
- (3) 親世帯と近居（概ね直線距離で2km以内）する場合、10万円を加算

※最大50万円の加算となり、対象工事費の1/2かつ上限100万円

## 7. 施工業者

○市内に本店、支店又は営業所を有する工事業者

## 8. 交付条件

- (1) 申請は、工事着工前に行うこと
- (2) 交付回数は、住宅又は申請者について1回限り
- (3) 5年以上居住する、若しくは5年以上賃貸又は特定目的の用に供すること
- (4) 原則として、自治会に加入すること

## 9. 返還

○5年以上居住しなかった場合など、経過年数に応じ返還を命ずる